

○富山市富山南総合公園文化体育施設条例施行規則

平成17年4月1日

富山市規則第56号

改正 平成17年9月30日富山市規則第283号

平成20年3月31日富山市規則第38号

平成25年9月30日富山市規則第88号

平成31年3月29日富山市規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、富山市富山南総合公園文化体育施設条例（平成17年富山市条例第117号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用承認の申請)

第2条 条例第3条第1項の規定により文化体育施設（以下「施設」という。）の使用の承認を受けようとする者は、富山能楽堂使用承認申請書（様式第1号）又は富山市富山南総合公園体育施設使用承認申請書（様式第1号の2）を条例第2条の2に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める日までに提出しなければならない。ただし、指定管理者が相当の理由があり、かつ、施設の運営上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(1) 富山能楽堂（以下「能楽堂」という。） 使用日（使用しようとする日が引き続き2日以上であるときは、その初日）の12月前から2週間前までの間

(2) 体育文化センター及び庭球場（以下「体育施設」という。） 使用日（使用しようとする日が引き続き2日以上であるときは、その初日）の属する月前2月の初日から当該使用日の前日（庭球場にあっては、当日）までの間

3 前2項の規定にかかわらず、体育文化センターを練習等のため個人で使用しようとするときは、使用の際に指定管理者に口頭で申し出ることができる。

(使用の承認)

第3条 指定管理者は、能楽堂の使用を承認したときは、富山能楽堂使用承認書(様式第2号)を交付するものとする。

2 指定管理者は、大会等又は団体の体育文化センターの使用を承認したときは富山市富山南総合公園体育施設使用承認書(様式第2号の2)を交付し、個人の体育文化センターの使用を承認したときは使用券を交付するものとする。ただし、個人の回数券による使用の場合は、提示された回数券に使用日時を記載することにより、この手続に代えるものとする。

3 前項の使用券及び回数券の様式は、富山市スポーツ施設条例施行規則(平成20年富山市規則第37号)の定めるところによる。

(使用承認事項の変更)

第4条 施設の使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)が使用承認事項の変更をしようとするときは、速やかに前条の使用承認書を添えて指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

(使用の承認の取消し)

第5条 条例第5条第1項の規定により、施設の使用の承認を取り消したときは、指定管理者は、その旨を書面で使用者に通知するものとする。

(附属設備の使用料)

第6条 条例別表の市長が別に定める額は、別表のとおりとする。

(使用料の減免)

第7条 条例第7条の規定による能楽堂の使用料の減免の額は、次に定めるところによる。

(1) 市が主催するとき。 50パーセント相当額

- (2) 市が共催するとき。 30パーセント相当額
- (3) 別に定める事業を指定管理者が主催するとき。 全額
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、専修学校若しくは各種学校又は学校法人が設置する教育研究機関等が使用するとき。 50パーセント相当額
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。 別に定める額

2 前項の場合において、附属設備の使用料及び冷暖房料金は、同項第3号に該当するもの及び市長が特に必要と認めるものを除き、減免しない。

3 能楽堂の使用料の減免を受けようとする者は、あらかじめ、富山能楽堂使用料減免申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

4 体育施設の使用料の減免の額は、富山市スポーツ施設条例施行規則（平成20年富山市規則第37号）の例による。

（使用料の還付）

第8条 条例第8条ただし書の規定による能楽堂の使用料の還付の額は、次に定めるところによる。

- (1) 条例第8条第1号に該当するとき。 全額
- (2) 条例第8条第2号に該当するとき。 70パーセント相当額
- (3) 条例第8条第3号に該当するとき。 別に定める額

2 前項の使用料の還付を受けようとする者は、富山能楽堂使用料還付申請書（様式第4号）に使用料領収書を添えて、市長に提出しなければならない。

3 体育施設の使用料の還付の額は、富山市スポーツ施設条例施行規則（平成20年富山市規則第37号）の例による。

（端数計算）

第9条 第7条第1項及び前条第1項の規定による使用料の減免及び還

付の額の端数計算については、条例第6条第1項後段の例による。

(冷暖房期間)

第10条 施設の冷房及び暖房の実施期間は、原則として次のとおりとする。

冷房 6月15日から9月30日まで

暖房 11月15日から翌年の3月31日まで

(使用者等の遵守事項)

第11条 使用者(第2号から第6号までにおいて入館者を含む。)は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 収容人員は、使用施設の所定人員を超えないこと。
- (2) 許可なく物品の販売、飲食物の提供又は寄附金の募集をしないこと。
- (3) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (4) 許可なく壁、柱等にはり紙をし、又はくぎの類を打たないこと。
- (5) 許可なく施設又は附属設備を使用しないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に従うこと。

(損傷又は滅失の届出)

第12条 施設又は附属設備等を損傷し、又は滅失した者は、直ちにその旨を指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

(細則)

第13条 この規則で定めるもののほか、能楽堂の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の富山市富山南総合公園文化体育施設条例施行規則(平成9年規則第5号)の規定に基づきな

された処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 17 年 9 月 30 日 富山市規則第 283 号）

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 31 日 富山市規則第 38 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

（富山市富山南総合公園文化体育施設使用料の徴収等に関する規則の廃止）

2 富山市富山南総合公園文化体育施設使用料の徴収等に関する規則（平成 17 年 富山市規則第 246 号）は、廃止する。

附 則（平成 25 年 9 月 30 日 富山市規則第 88 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日 富山市規則第 26 号）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表の改正規定（富山能楽堂の部中「1, 000」を「1, 100」に改める部分、体育文化センターの部放送設備（マイク及びスタンドを含む。）の項中「500」を「550」に改める部分及び同部仮設ステージの項中「4, 000」を「4, 400」に改める部分に限る。）は、同年 10 月 1 日から施行する。

別表（第 6 条関係）

種別		単位	1 回の使用料 (円)
富山能楽堂	浴室	1 室	1, 100
体育文化センター	放送設備（マイク及びスタンドを含む。）	1 式	550
	仮設ステージ	1 式	4, 400

## 備考

- 1 体育文化センターのメインアリーナ又はサブアリーナの使用に伴う附属設備の使用料は、9時から11時まで、11時から13時まで、13時から15時まで、15時から17時まで、17時から19時まで及び19時から21時までを各1回として算定する。ただし、個人使用の場合は、2時間を1回とする。
- 2 体育文化センターの研修室の使用に伴う附属設備の使用料は、9時から12時まで、13時から17時まで、18時から21時までを各1回として算定する。
- 3 体育文化センターの使用に伴う附属設備の使用料であって、備考1及び備考2に規定する使用時間を超過する場合の使用料は、その超過する時間1時間までにつき、この表に定める額の50パーセントに相当する額とする。

様式第1号(第2条関係)

富山能楽堂使用承認申請書

年 月 日

(宛先)

申請者	団体等の名称	代表者氏名
	住所(所在地) 電話番号( )	取扱責任者氏名

次のとおり能楽堂を使用したいので申請します。

使用室名	使用月日	使用時間	使用料	冷暖房料	合計	摘要
( 室)	月 日	時～ 時	円	円	円	※使用料減免(%)
( 室)	月 日	時～ 時	円	円	円	
( 室)	月 日	時～ 時	円	円	円	
( 室)	月 日	時～ 時	円	円	円	
附属設備(浴室)使用・非使用			円		円	
行事名		開演時間		総計	円	
入場料金(当日金額)		円・	円・	円	備考	

様式第1号の2(第2条関係)

富山市富山南総合公園体育施設使用承認申請書

年 月 日

(宛先)

申請者	氏名(団体の名称)	代表者名
	住所(所在地) 電話	責任者の氏名 電話

次のとおり富山市富山南総合公園体育施設を使用したいので申請します。

使用施設名			使用人数	大人 人・小人 人
使用目的 (大会名等)				
使用区分	1 アマチュアスポーツ 2 その他の催し 3 興行			
入場料	1 徴収しない 2 徴収する(内訳 )			
使用場所	使用月日	使用時間	使用部分	備考
	月 日	時～ 時	面	
	月 日	時～ 時	面	
	月 日	時～ 時	面	
	月 日	時～ 時	面	
	月 日	時～ 時	面	
冷暖房	1 使用 2 非使用			
附属設備	1 使用 2 非使用			
備考				
承認番号	第 号	使用料総計	円	
使用料	円(減免額 % 円) 減免後の使用料 円			
冷暖房料	円			
受付日	年 月 日	受付施設		
特記事項				

備考

- 1 大会等の場合は、大会等の内容が分かる書面を添えてください。
- 2 太枠の欄のみ記入してください。

様式第2号(第3条関係)

富山能楽堂使用承認書

年 月 日

申請者	団体の名称	代表者氏名
	住所(所在地) 電話番号 ( )	取扱責任者 氏名

様

次のとおり能楽堂の使用を承認します。

使用室名	使用月日	使用時間	使用料	冷暖房料	合計	摘要
( 室)	月 日	時～ 時	円	円	円	※使用料減免 (%)
( 室)	月 日	時～ 時	円	円	円	
( 室)	月 日	時～ 時	円	円	円	
( 室)	月 日	時～ 時	円	円	円	
附属設備 (浴室) 使用・非使用			円		円	
行事名	開演時間			総計	円	
入場料金(当日金額)	円・	円・	円	備考		

様式第2号の2（第3条関係）

富山市富山南総合公園体育施設使用承認書

年 月 日

様

次のとおり富山市富山南総合公園体育施設の使用を承認します。

承認番号	第 号
使用施設名	
使用年月日	年 月 日
使用時間	
使用目的	
使用場所	
使用人数	人
使用料	円

様式第3号(第7条関係)

富山能楽堂使用料減免申請書

年 月 日

(宛先) 富山市長

申請者	住所(所在地)			
	団体等の名称及び代表者の氏名			
	取扱責任者氏名		電話番号	

次のとおり使用料の減免を受けたいので申請します。

使用施設名				
使用日時	年	月	日	時から
	年	月	日	時まで
行事名称				
減免の理由				
※ 減 免 額				

備考

- 1 減免の理由を証する書類を添えてください。
- 2 ※印欄は、記入しないでください。

様式第4号(第8条関係)

富山能楽堂使用料還付申請書

年 月 日

(宛先)富山市長

申請者	住所(所在地)			
	団体等の名称 及び代表者の 氏名	①		
	取扱責任者氏名		電話番号	

次のとおり使用料の全部・一部の還付を受けたいので申請します。

使用施設名				
使用日時	年	月	日	時から
	年	月	日	時まで
行事名称				
還付の理由				
※ 還付額				

備考

- 1 使用料領収書を添えてください。
- 2 ※印欄は、記入しないでください。

様式第 1 号（第 2 条関係）

様式第 1 号の 2（第 2 条関係）

様式第 2 号（第 3 条関係）

様式第 2 号の 2（第 3 条関係）

様式第 3 号（第 7 条関係）

様式第 4 号（第 8 条関係）